

1 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには

精神障害者の方の社会復帰・社会参加の促進と自立を目的として精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障害の程度により1級から3級まであります。

1 対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のある方。（知的障害者の方は、療育手帳の対象になります。）

2 障害の程度

(1) 1級

精神障害があつて日常生活能力がない方（年金1級相当、税制上の特別障害者の方）

(2) 2級

精神障害があつて日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の方（年金2級相当の方）

(3) 3級

精神障害があつて日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の方（障害者基本法の障害者の程度と同じ程度の方。厚生年金3級よりも広範囲）

3 交付申請手続き

(1) 申請窓口

居住地の市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課（仙台市内にお住まいの方は各区役所障害高齢課）に提出してください。

(2) 必要な書類

イ 申請書（申請窓口に用意しています。）

ロ 医師の診断書（初診日から6月以上経過した時点のもの）又は、障害年金（精神障害によるものに限る）を受給している方は、次のいずれかの書類の写し

・年金証書及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書

・特別障害給付金受給資格者証及び直近の国庫金振込通知書

ハ 写真（縦4cm×横3cm）1枚

4 審査及び判定

知事（仙台市にあっては仙台市長）は、市町村から進達された申請について、手帳交付の可否及び障害等級の判定を行います。

5 有効期限

交付日から2年間（2年ごとの更新手続きが必要です。）

6 手帳交付後必要とする届出事項

(1) 居住地、氏名が変わった場合

(2) 手帳を紛失、破損した場合

(3) 障害程度が変わった場合

(4) 手帳交付を受けたが亡くなった場合

7 手帳による優遇措置

- (1) 各種税の優遇措置
- (2) 公共施設等の利用料金の割引等
- (3) 公営住宅に係る優遇
- (4) 一般路線バス運賃の割引

〔問い合わせ先〕

- ・各区役所障害高齢課、市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課
- ・県精神保健福祉センター TEL 0229-23-0021
- ・仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）
TEL 022-265-2191
- ・県精神保健推進室（精神保健推進班） TEL 022-211-2518